

韓国知的財産ニュース 2017 年 11 月前期

(No. 354)

発行年月日：2017 年 11 月 21 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、11 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「第 4 次産業革命時代における知的財産政策の方向」を発表
- 2-2 特許庁、スマート審判システム構築を進める
- 2-3 特許庁、第 6 回「江原知的財産フェスティバル」を開催
- 2-4 特許庁、WIPO と共同で国際知的財産専門家を育てる
- 2-5 特許庁、「2017 知的財産国際シンポジウム」を開催
- 2-6 米国特許を簡単に確保するには
- 2-7 特許庁、「2017 大学創造発明大会」の受賞作を選定し、授賞式を開催する
- 2-8 特許庁、「2017 年済州知的財産フェスティバル」を開催
- 2-9 特許庁-WIPO、「適正技術コンテスト」を中米 4 カ国で開催
- 2-10 中小企業の特許紛争を支援するための「特許控除」が第一歩を

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国のバラエティー番組を守れ！中国における商標出願件数が急増
- 4-2 特許庁、「海外の商標ブローカーに対する早期警報ウェブページ」をオープン

その他一般

- 5-1 一枚に複数のカードを登録するオールインワンカードが登場
- 5-2 人工臓器「Bio-プリンティング」の特許出願が急増
- 5-3 半導体メモリ市場を席卷した韓国企業、特許件数も最多
- 5-4 5Gにおけるコア技術である多重アンテナに注目を

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 特許庁、「第4次産業革命時代における知的財産政策の方向」を発表

韓国特許庁(2017.11.01)

<核心内容>

1. 高品質で強い特許のための「特許創出パラダイムシフト」

- ・特許が無効になった場合、既に納めた登録料を特許権者に全額返す。(責任行政の実現)
- ・特許品質向上の取り組み：審査段階、審査官中心→R&D、出願、審査など、前段階で産・学・研・官が立体的に参加する
- ・第4次産業革命における中核特許を確保するために優先審査および特許登録料を減免する
- ・公正・迅速な特許審判（外部の専門審理委員制度の導入、審判官の倫理綱領づくりなど）

2. 中小・ベンチャー企業における知的財産を保護するための「制度革新」

- ・特許・営業秘密侵害行為に対する懲罰賠償制度を導入
- ・中小・ベンチャー企業のアイデアや技術奪取を撲滅するための制度改善
- ・Kブランドの保護および輸出企業における知的財産紛争に対する支援を充実

3. 雇用創出のための「政府事業の民間への果敢な開放」

- ・政府が発注する調査事業（特許・商標・デザイン）における民間参加率を5割以上に伸ばす
- ・特許データを民間に開放することで知的財産サービス業市場を積極的に育成する
- ・知的財産金融（1兆）・取引（3千億）の活性化および税制改善（出願・登録費用税額控除など）

4. 第4次産業革命に備える「知的財産エコシステムづくり」

- ・先んじて AI など第4次産業革命における主要技術知的財産保護仕組みを整備する
- ・発明人材の成長支援および知的財産が尊重される社会環境づくり

[策定背景]

韓国特許庁は11月1日、新政権の知的財産分野のマスタープランとして「第4次産業革命時代における知的財産政策方向」を発表した。

この政策は第4次産業革命時代を迎える中で「お金になる強い知的財産」を創出し、市場でそれをしっかり守り、産業で効率的に活用する「知的財産好循環プラットフォーム構築」を通じ、革新成長と雇用創出に貢献するためである。

特に、第4次産業革命という時代の変化に積極的に対応し、新政権の国政方向に符合するよう知的財産政策全般の大枠を決めることに重点を置いた。

特許庁は7月27日にソン・ユンモ庁長が着任した以降、TF（タスク フォース）を立ち上げ、産業界・学界・関連団体などからの意見や現場の声に耳を傾け、この政策を講じた。

[基本方向]

今回の政策は第4次産業革命時代に見合った「品質中心の責任行政」、「中小・ベンチャー企業における IP 保護のための制度革新」、「政府事業の民間への開放」、「将来に備える IP エコシステムづくり」を基本方向に決めた。

具体的に見ると、「知的財産で第4次産業革命を先導する」をビジョンに掲げ、4大推進戦略、14大重点課題を盛り込んだ。

[4大推進戦略および14大重点課題]

◇ビジョン：知的財産で第4次産業革命を先導する

| 4大推進戦略 | 14大重点課題 |
|------------------------|-------------------------|
| 革新成長を主導する 強い知的財産の創出 | ①特許審査品質の革新 |
| | ②第4次産業革命分野における中核特許を確保する |
| | ③特許創出の全周期を管理する |
| | ④迅速かつ公正な特許審判 |

| | |
|---------------------------|--|
| 公正な経済を支える 知的財産保護の充実 | ① 中小・ベンチャー企業における知的財産保護の実効性を高める |
| | ② 輸出企業への支援を拡大し、国際協力を主導する |
| | ③ 経済・社会的な知的財産格差を解消する |
| 質の高い雇用を生む 知的財産の事業化を進める | ① 民間中心の知的財産サービス業を育成する |
| | ② 中小・ベンチャー企業における IP 能力向上および IP に基盤を置く創業を支援する |
| | ③ 知的財産金融・取引を活性化する |
| 将来に備える 知的財産の基盤づくり | ① 第 4 次産業革命に備え、法制度を改善する |
| | ② 将来技術を活用する特許行政の効率化を目指す |
| | ③ 発明人材の成長に向けたインフラ整備 |
| | ④ 発明奨励および知的財産を尊重する文化づくり |

[重点推進課題]

1. 革新成長を主導する強い知的財産創出

① 特許審査品質を革新し、特許が無効になると、登録料を全額返します。

特許審査 1 件当たりの審査投入時間を適正化し、世界レベルの審査処理期間を維持することで審査品質の画期的な向上を図る。

* 特許審査 1 件当たりの投入時間 (16 年) : 韓国 (11.0)、米国 (26.0)、日本 (17.4)、欧州 (34.5)、中国 (29.4)

→22 年までに 20 時間に適正化し、このために審査人材を 1 千人増やす。

また、特許が無効になると、既に納めた特許登録料を特許権者に全額返す方策を進めるなど、果敢な革新を起こし、審査品質に対する責任行政を実現する。

* (現行) 特許無効審決が確定した翌年からの特許登録料を返している。

審査品質向上と共に、無効審決予告制を施行 (20 年) するなど、更なる努力を重ね、16 年の 49.1%水準の特許無効審判認容率を 22 年までに 33%に引き下げる。

* 無効審決予告制 : 審判官が無効審決する前に特許権者に事前にその内容を知らせ、特許を訂正する機会を与える制度

② 第 4 次産業革命における主要技術に対する源泉・中核特許の確保に積極的に取り組み、22 年までに知的財産貿易収支黒字国になります。

第 4 次産業革命分野における技術・デザインに対する優先審査を実施し、中小・ベンチャー企業を対象に特許年次登録料の減免を拡大する (18 年)

* (現行) 1～3年目：70%、4～9年目：30%減免→ (改善) 1～3年目：70%、4～20年目：50%減免

特許をビッグデータで分析し、第4次産業革命分野における政府および民間 R&D の源泉・標準特許を確保する戦略の策定を後押しする。

* (18年) 5つの分野、25の有望技術→ (22年、累積) 25の分野、125の有望技術

慢性的な知的財産貿易収支赤字の原因および実態を把握するために知的財産輸出入の内訳を調査・分析した資料を科学技術情報通信部、産業通商資源部などの関連機関に提供し、IP貿易収支の改善策づくりに活用する (18年)

* 発明振興法の改正により、IP輸出入に関する外為取引情報の入手・分析が可能になった (17年3月)

③お金になる強い特許が作れるように特許創出過程全般における新しい大枠を決めます。

従来の「審査段階で審査官が行う活動」に限られていた特許品質を高める取り組みを、R&D・出願など特許創出の全段階へと拡大し、産・学・研・官のスキルアップを目指す。

[質の高い特許を創出するための段階別／対象別主要課題]

| 区分 | 段階別支援 | | | |
|-------------|--|---|---|--|
| | R&D | 出願 | 審査移転 | 審査 |
| 対象別 主要課題 | 政府 ・国家特許戦略の道筋 企業 ・業種別の特許動向を分析 ・中小企業 IP-R&D 大学・公共研 ・企業注文型 IP-R&D | 特許業界 ・自主管理環境づくり 企業 ・特許審査動向を分析 ・IP 専門投資ファンド 大学・公共研 ・特許管理体系を改善 ・特許設計を支援 | 企業 ・中小・ベンチャー企業を対象に先行技術調査の結果を事前に提供 | 特許庁 ・審査人材を増員 ・協力審査を拡大 ・先行技術調査を充実 |
| 特許品質 | 発明品質 | 出願品質 | | 審査品質 |

(政府) 18大の産業分野別に特許を分析し、将来に有望な技術と特許を先取りして提示する国家特許戦略の道筋DBの高度化(～22年)

*将来における新技術の融合複合的な特性を踏まえた技術分類体系の見直しおよび中国の特許DB構築

(企業) 中小企業向け特許R&D連携戦略(IP-R&D)策定の支援を拡大

*中小企業IP-R&D戦略支援課題(件):(16年)203件→(22年、累積)3,500件

(大学・公共研) R&Dと中小企業の需要技術を連携させ、優秀な特許を創出する企業注文型IP-R&D戦略支援を強化

*企業注文型IP-R&D戦略支援課題(件):(17年)23件→(22年)60件

(特許業界) 自主的な品質管理環境づくりのために出願品質水準に応じ、審査業務量に比例する差等的審査手数料政策を導入(19年～)

*明細書が上手に書けて審査業務量の軽減につながる出願にインセンティブを与える。

従来、審査段階で審査官のみ活用していた特許先行技術調査の結果を審査請求時に出願人に提供し、審査選択権(出願書補正、出願取下げ後再出願など)を付与する。

*中小・ベンチャー企業を対象に審査に着手する前に先行技術調査の結果を事前に提供する(18年～)

④特許審判の公正性・専門性・迅速性を高めます。

(公正性) 特許庁出身弁理士と同じ部署で勤務した審判官の回避基準などを規定する審判官倫理綱領を制定・施行し(17年)、国選代理人、審判構造制度*を導入し、社会的弱者の権利を保つ。

*基礎生活受給者、次上位階層、小企業などに対し、審判手数料、代理人費用を支援する。

(専門性) 外部の専門家が特許審判過程に参加する専門審理委員制度および先端技術分野の審判で審判官を補佐する審判研究官制度を導入(18年)

(迅速性) 資金力が乏しい中小・ベンチャー企業が、紛争の長期化で苦しまないよう、審判段階での証拠提出時期を制限し、審判を紛争調停制度と連携させ、特許紛争が迅速に終わるように取り組む(～19年)

2. 公正な経済を支える知的財産保護の充実

①中小・ベンチャー企業における知的財産保護の実効性を高めます。

悪意のある特許・営業秘密侵害行為に対し、懲罰賠償制度（3倍以内）を導入し、処罰可能な営業秘密侵害類型を拡大する（18年）

下請けからの、あるいはビジネスを提案する段階でのアイデア奪取や使用行為などを不正競争行為の類型に新設（18年）するなど、中小・ベンチャー企業のアイデア・技術奪取を撲滅するために取り組む。

知的財産保護の執行力を強化するために商標権侵害のみを担当する特許庁所属の特別司法警察隊の業務範囲をデザイン盗用・侵害行為*捜査まで拡大する。

*不正競争防止法上の商品形態模倣行為、デザイン保護法上のデザイン権侵害行為

②輸出企業に対する支援を拡大し、知的財産分野における国際協力を主導します。

海外で人気を博しているKブランド保護を強化するために海外知的財産センター

（IP-DESK）をさらに設置し、韓流コンテンツ知的財産保護コンサルティング（（18年）26件→（22年）100件）を提供する。

*IP-DESK：（17年）中国、米国など8カ国14カ所→（22年）シンガポールなど16カ国22カ所

世界5大特許庁（IP5）間の協力を強化し、優秀性を認められ海外に輸出している韓国型特許行政サービスを拡充し、輸出企業に有利な環境を作る。

*IP5間の特許共同審査など、知的財産制度の標準化を進める。

*UAEへのサービス輸出（450万ドル、16年）に続き、システム維持メンテナンスおよびIP総合コンサルティング契約（126万ドル）を推進し、成功モデルを世界に拡大（18年～）

③非首都圏、女性などに対する経済・社会的な知的財産格差を解消するために取り組みます。

27カ所の地域知的財産センターでIP関連相談・教育を行い、IP経営支援団が訪問して地域の中小・ベンチャー企業が抱える悩みを解決する。

*非首都圏における特許出願：（05年）20.7%→（09年）32.7%→（16年）37.6%→（22年）39.2%

キャリアが途絶えた女性が知的財産分野で再就職できるよう支援する、広域拠点別「女性知的財産振興センター（仮称）」を新設するなど、女性の知的財産に関するスキルアップを図る。

* 知的財産権出願人に占める女性の割合：(16年) 23.7% → (22年) 30%

中小・ベンチャー企業、学生などによる知的財産をめぐる審判・訴訟時に公益弁理士の直接代理サービスを拡大 ((17年) 120件 → (22年) 300件)

3. 質の高い雇用を生む知的財産の事業化を進める

①民間中心の知的財産サービス業の育成により5年間で1.2万(18年～22年)の質の高い雇用を創出します。

公的機関が主導していた特許・商標・デザイン調査サービスを民間に段階的に50%以上開放し、公的機関は管理・評価・教育に集中できるよう改善する。

* 特許先行技術調査発注量に占める民間の割合：(17年) 25% → (22年) 50%以上

知的財産サービス業の投資ファンド、IP投資ファンドなどを助成して知的財産サービス業に対する投資を強化(18年700億ウォン規模の新規ファンドを助成する予定)し、特許管理専門会社の育成を積極的に支援する。

* 特許管理専門会社(NPE)型IP投資ファンドの助成を拡大：(17年) 11個 → (22年) 20個

また、中小企業における特許費用の負担軽減と技術取引活性化に向けて知的財産分野の税制改善も持続的に進める方針である。

* 中小企業の特許出願・登録費用税額控除の新設、技術取引課税特例の拡大など

②中小・ベンチャー企業IP能力の強化およびIP基盤の創業を促進します。

中小企業の知的財産費用負担を分散・軽減し、リスク管理を支援するための民間中心の特許控除制度を導入(2019年)する。

* 加盟企業は共済賦金を毎月納入し、海外出願、国内外の審判・訴訟などの事由が発生した時に費用を先に借りて一定期間で分割返済する。

スタートアップが求める時期に希望するIPサービスを選択して支援を受けられる新規「特許バウチャー事業」を施行(18年) 100件 → (22年) 500件

未来の創業者が持つアイデアの知的財産化(5年間で1万件)および創業企業に対する知的財産コンサルティング(5年間で5,500件)の支援を拡大する。

③IP金融・取引の活性化により知的財産の事業化を積極的に支援します。

従来の知的財産保証・担保貸出中心から、創業企業・スタートアップが将来の価値に基

づいて資金を調達できるよう投資型 IP 金融を拡大し、知的財産金融を 22 年までに 1 兆ウォン規模に拡大する。

* IP 金融規模 : (17 年) 3,500 億ウォン → (19 年) 6,500 億ウォン → (22 年) 1 兆ウォン

IP 需要者・供給者・投資家・仲介者間の知的財産活用ネットワークを、VR (仮想現実) などの第 4 次産業革命における中核技術を中心に強化し、大学・公共研の優秀な特許取引を促し、知的財産取引規模を現在の 2 千億ウォンから 22 年までに 3 千億ウォンへと拡大する。

* IP-PLUG 技術分野 : (17 年) 8 → (18 年) AI、IoT、VR など 10 → (22 年) 16

4. 将来に備える知的財産の基盤づくり

①第 4 次産業革命に先んじて対応するために知的財産法・制度を改善します。

デジタル・ネットワーク環境で特許技術が含まれたソフトウェアのオンライン上での流通も侵害行為に含めることで保護を受けられるよう法改正を進める (18 年)

* (現行) 他人の特許技術を無断で使用したソフトウェアを記録媒体 (CD など) に保存して流通すると、特許侵害であるが、同一なソフトウェアをオンライン上で流通 (伝送) する行為は侵害であるか否かが明確ではない。

AI・ビックデータなど、新しく登場した技術を知的財産権で適正に保護するために知的財産法・制度を整備する (～20 年)

* 産・学・研の専門家が参加し、AI による発明、3D プリンティングファイルの保護、創作性のないデータの保護・活用などについて議論する「知的財産未来戦略委員会」が発足 (17 年 7 月)

②AI、ビックデータなどの未来技術を活用して特許行政を効率化する。

知能情報技術を活用する特許情報システムの高度化 5 カ年戦略を策定 (2018 年) し、機械学習に活用される特許 DB を試験的に構築するなど、特許ビックデータ蓄積の基盤を作る (17 年～19 年)

③発明人材の成長に向け、インフラを拡充します。

199 カ所の発明教育センターの創造・融合型の発明教育を支援するために 17 の広域自治体に「広域発明教育支援センター」を設置 (～22 年) するなど、青少年発明教育に向けた基盤を構築する。

* 青少年が受ける発明体験教育の割合 : (16 年) 5.7% → (22 年) 30% に伸ばす

「知的財産教育先導大学」を増やし、知的財産学を単位銀行制で持続的に拡大すると共に運営科目数も増やす。

*知的財産教育先導大学数：(17年) 17の大学→(20年) 35の大学→(22年) 50の大学

④発明の奨励および知的財産を尊重する文化を作ります。

職務発明補償対象を植物新品種に関する研究などに拡大し、職務発明補償金の非課税限度額の引き上げなど、税制改善*を進め、R&D従事者の発明意欲を高め、企業の職務発明制度の導入を拡大する。

*企業における職務発明制度の導入率：(16年) 60.2%→(22年) 75%

*関係省庁と協議を行い、職務発明補償金の非課税限度額（現行、年300万ウォン）の引き上げを進める。

3Dプリンターなどの新技術を活用し、アイデアの具現化を支援する「私も発明家」キャンペーンを国レベルで繰り広げ（18年）、発明の日にちなんで選定する有功者を発明家中心に改編（18年）するなど、発明に親しむ環境を作る。

【期待効果】

□第4次産業革命時代における知的財産政策方向」の着実な移行により

知的財産集約産業³の競争力が強化され、国全体で年間12.6兆、5年間で計62兆ウォンの付加価値が生まれる。

産業財産権に関わる知的財産サービス業の売上高は2.1兆ウォン（17年）から2.7兆ウォン（22年）へと5年間で6千億ウォンが増加（計27.4%、年平均5%）し、1.2万人（18年～22年）の雇用が生まれる効果が発生する。

質の高い知的財産権の創出や活用の効率性の増加、海外における知的財産保護の強化により22年までに知的財産貿易収支が黒字国に転換すると期待している（知的財産貿易収支：(16年) △19.1億ドル）

【今後の取組計画】

ここに盛り込まれた核心的事項は

産業通商資源部、科学技術情報通信部、第4次産業革命委員会などの関係省庁・委員会

と緊密な協議を行い、政府レベルでの政策として具体化させる予定である。

施行過程においても中小・ベンチャー企業をはじめ、産・学・研の関連機関と緊密な疎通と協業を通じて迅速に進める方針である。

韓国特許庁長は「英国、米国など、これまで3度にわたって産業革命を主導した国は、全て特許制度を積極的に活用した国であるため、第4次産業革命時代における勝者の条件は特許と知的財産になるはず」とし「今後、知的財産を通じて革新成長と雇用創出をけん引できるように多角的に取り組んでいきたい」と訴えた。

2-2 特許庁、スマート審判システム構築を進める

韓国特許庁(2017. 11. 06)

韓国特許庁は審判の品質向上に向け、審決のエラー防止及び審決文作成の自動化の強化を主な機能とする「スマート審判システム」を年内に構築する。

「審決エラー防止機能」とは審判官が審決文を作成する時に頻繁に発生するエラーを自動的に検出し、審判官に提供する機能を指す。当事者系審判のうち、権利者変更、正当な意見提出機会の付与など、5つのエラー項目について自動点検結果を提供する。自動点検項目を選定するために審決取消例、約140件を分析し、審判の種類別にシステム点検可能な事項を選別した。

「審決文作成自動化」機能は、審決文の主要項目である審決の理由および請求趣旨について審判官の主文に応じ、標準文言を自動的に入力することである。このため、審判種類と主文の種類別に優秀審決文などを活用して標準文言のデータベースを構築する。

「スマート審判システム」にはさまざまな審判業務支援機能が実装される予定である。請求項エラーをチェックし、他の請求項との差を把握するなど、請求項分析機能および取消意見提出通知書の法条項別の取消理由の基本文言を自動入力する機能などを提供する。

このような「スマート審判システム」が構築されると、申請者はより正確な審決文と通知書を受けられるようになる。また、審判官は実体審判業務に集中できるようになり、審判サービスの品質が向上するとみられる。

特許庁情報システム課の課長は「情報システムの改善により、審査・審判品質を向上させ

るために力を入れており、今後もこのような努力を続けていきたい」と述べた。

2-3 特許庁、第6回「江原知的財産フェスティバル」を開催

韓国特許庁(2017. 11. 07)

韓国特許庁は江原道と共に原州インターブルゴホテル(1階ローズホール)で11月8日から9日までの1泊2日の「江原知的財産フェスティバル」を開催する。

特許庁と江原道が共同主催し、韓国発明振興会と江原知的財産センターが主管する今回の行事には、特許庁次長、江原道知事、韓国発明振興会常勤副会長、地域の国会議員および江原道の大学、企業、学生、市民など約2,000人が参加する予定だ。

「江原知的財産フェスティバル」は12年から始まり、現在の第6回目を迎える、江原道最大規模の知的財産-科学技術を融合させる祭りである。今年は第9回を迎える「全国中小企業の知的財産経営者大会」と並行して進めることになり、その規模がさらに大きくなった。

行事1日目の11月8日には開幕式を皮切りに、江原道の科学・技術および知的財産の発展に貢献した科学者や企業家、住民に対する授賞と表彰の授与が行われる。また、「中小企業知的財産経営者大会」では、優秀な知的財産経営能力を持つ中小企業に対し、産業資源部長官賞をはじめ、計13点を表彰する。続いて知的財産経営大賞を受けた2社によるベンチマークに関する発表が行われる。

今回の行事は江原道の地元企業や住民が共に楽しむ「知的財産-科学技術大祝典」であるため、多彩な展示会や広報、体験プログラムが用意された。その一つである「アイデアファクトリーメイク・ア・ソン (Idea Factory Make-A-Thon) *」 コンテストでは、江原道の地域住民50人余りが参加し、アイデア発掘から試作品開発まで1泊2日間休まずに競合する。特に「18年冬季五輪が江原道の平昌で開かれるだけに「平昌冬季五輪スマートデバイス開発」をテーマに、優秀なアイデアや製品を選定して授賞する予定である。

*メイク・ア・ソン: Making と Marathon の合成語で、マラソンのように休まずに何かを作ってみようという趣旨の創作キャンプを意味する

他にも科学技術および知的財産権に対する地域住民の関心を高めるために、第4次産業革命時代の先端科学製品も展示する。日常でなかなか体験できないVRやドローン、ロボット、AI、3Dプリンター、電気自動車などを直接見て体験することができる。また、室

内のブースでは、江原道の13地域の中核機関と6つの大学、5つの高校が成果に対する展示・広報および体験プログラムを運営し、「第4次産業革命とIP活用」と題した特別講義も行われる。

特許庁の次長は「今回の行事を契機に知的財産と科学技術に対する江原道民の関心が高まり、第4次産業革命をリードしていく創造的企業・人材が登場することを期待している」とし「特許庁は今後も、地域の住民や企業が知的財産に関わる問題点を抱えることがないように江原道をはじめとする全国の自治体と緊密に連携していきたい」と述べた。

2-4 特許庁、WIPO と共同で国際知的財産専門家を育てる

韓国特許庁(2017.11.07)

韓国特許庁は「2017 韓-世界知的所有権機関 (WIPO) 共同の国際知的財産教育課程 (AICC; Advanced International Certificate Course)」を11月7日(火曜)から10日(金曜)までソウル駅三洞にある韓国知識財産センターで開催すると発表した。

特許庁はWIPO と共同でオンライン上のグローバル知的財産教育コンテンツである「IP パノラマ」を開発し、韓国語、英語、フランス語、スペイン語など、24カ国語に翻訳して普及することで知的財産教育を世界に拡大するために取り組んできた。特許庁はIP パノラマを活用したグローバル教育課程である「韓-WIPO 共同の国際知的財産教育課程」をWIPO、KAIST、韓国発明振興会と共同で運営している。

2010年から運営してきたAICCでは、知的財産専門人材を養成し、国内外企業における知的財産活用能力の向上を目指してきた。今年は82カ国の824人がオンラインで受講し、そのうち成績が優秀な25人を選抜し、ソウルでより踏み込んだ内容の教育を実施する。

今回のAICCでは、知的財産分野の専門家である米国ノースウェスタン大学ロースクールのクリントン・フランシス (Clinton Francis) 教授、技術取引とライセンスの専門家である南アフリカ共和国のタナ・ピストリウス (Tana Pistorius) 教授、KAIST 知識財産大学院のパク・ソンピル教授、WIPO アカデミーのキャロライン・ストラン (Caroline Storan) などが、グローバルなビジネス経営環境における知財活用戦略などについて講義する。

特許庁多国間機構チームのチーム長は「韓国の強みである知的財産と知財関連教育分野のノウハウを組み合わせることで国内外の優秀な人材のグローバル知的財産競争力を高めると同時に、韓国の国際知的財産教育先導国としての存在感を保っていく」と述べた。

AICCの詳細については、インターネットのホームページ (<http://www.ipdiscovery.net>) で確認できる。

2-5 特許庁、「2017 知的財産国際シンポジウム」を開催

韓国特許庁(2017. 11. 08)

韓国特許庁と韓国知識財産研究院は11月9日(木曜)ソウル江南区にあるインターコンチネンタルソウル COEX (地下1階ハーモニーボールルーム) で、「第4次産業革命と知的財産権制度の将来」をテーマに「2017 知的財産国際シンポジウム」を開催する。

この日の国際シンポジウムには韓国特許庁長と国会議員が国会の日程により参加できなくなり、その代わりにお祝いメッセージを送り、国家知識財産委員会の知識財産戦略企画団長や韓国知識財産研究院長、知的財産関連の国内外の専門家300人余りが参加する。

今回のシンポジウムは第4次産業革命と知的財産制度を中心とした主要国における第4次産業革命への対応策および知的財産政策を共有することで、今後の第4次産業革命時代を迎える中、韓国政府に必要な先制的な対応策を講じるために開かれる。

基調講演では、欧州統合特許法院準備委員会の副議長がスマート世界と持続可能な社会を目指すルクセンブルクの事例を紹介し、欧州における最大の問題であった英国のEU離脱(ブレグジット)と欧州統合特許法院の準備過程について説明する。

続いて中国人民大学の教授が、第4次産業革命が知的財産制度に及ぼす影響について説明し、「中国の製造2025」に示された第4次産業革命に向けた中国の製造業戦略と知的財産政策について説明する。

第1セッションでは「主要国における第4次産業革命の動向と知的財産戦略」と題し、発表と討論が行われる。

米国UCLAの教授は「米国特許法で第4次産業革命に関する技術はどのように解釈されるのか?」と題して発表し、東京大学の教授は「世界経済が産業経済から科学経済へと変化する事による知的財産政策からの示唆」について発表する。国立台湾科技大学の教授は「中国における第4次産業革命の動向および将来における中核技術別の特許分析を通じた技術先導企業の戦略方向」について説明する。

第2セッションは「第4次産業革命に備えた知的財産政策の方向」と題して行われる。

ソウル中央地裁の部長判事は将来の知的財産設計における知的財産権の創出や保護という2つの観点から分析した結果を発表し、韓国特許投資の代表取締役は第4次産業革命にかかわるIP金融とIPサービスの役割と価値を紹介する。最後の発表者である釜山大学の教授は第4次産業革命時代における特許法・制度の変化を説明する。その後、人工知能が発明と知的財産権の主体となり得るかについて学術的に解釈し、今後、社会が直面する問題について一石を投じて発表を終える。

特許庁長は「今回のシンポジウムを通じて第4次産業革命に備えた各国の政策動向を共有し、新たな技術の登場による問題の解決策および知的財産政策の方向について国際的視点から議論する有意義な場になるだろう」とし「先週、発表した『第4次産業革命時代における知的財産政策の方向』と連携し、韓国が知的財産で第4次産業革命時代をリードしていくために知的財産の創出-活用-保護の好循環を完成するよう最善を尽くしたい」と述べた。

このシンポジウムの発表資料と映像資料は、韓国知的財産研究のホームページ (www.kiip.re.kr) で確認できる。

2-6 米国特許を簡単に確保するには

韓国特許庁(2017.11.09)

韓米特許庁は2017年11月1日から「特許共同審査(CSP, Collaborative Search Program)」の第2次モデル事業を施行した。

CSPは韓国と米国に同一の発明が出願された場合、特許の判断に必要な先行技術情報を両国の審査官が共有することで、他の出願より迅速に審査する制度である。

特に、米国特許商標庁(USPTO)が約5百万ウォンの優先審査申請料を免除し、韓国企業による米国特許取得の時間やコストが激減する。

第1次モデル事業は2017年8月31日まで2年間、実施された。同期間、韓国企業と外国企業から112件(韓国企業77件、外国企業35件)が申請された。

審査処理期間は平均 7.5 カ月で一般審査に比べて 3.5 カ月短くなり、特許登録率は 84.4% で一般審査に比べて 25.2 ポイント高くなっている。両国における審査結果（特許登録又は拒絶）では 85.3% が一致した。

*2017 年 10 月 31 日時点で特許処理期間、特許登録率、審査結果の一致率を算出

一方、第 1 次モデル事業の実施中、国内外の出願人から審査処理期間の短縮や審査品質向上に貢献するという好評を受けたにもかかわらず、申請要件が厳しく、一部の手続きが不合理だという意見があった。

そのため、今回の第 2 次モデル事業ではそうした問題点を改善した。

まず、従来は CSP に申請する当時、両国の出願書に記載されたすべての発明が同一でなければならなかったが（全請求項が同一）、代表発明だけ同じであってもできるように（独立請求項のみ同一）申請要件を緩和した。

次に、米国ならではの独特な制度*により、CSP を使い両国が共有した先行技術情報であっても出願人がこれを米国に重複して提出しなければいけないという負担があったが、手続きを簡素化することでこの問題を解決した。

*米先行技術提出制度（Information Disclosure Statement）：審査官が特許要件を判断する際における重要な情報を出願人が提供する義務であり、違反した場合は特許権行使が制限される。

今後特許庁は、韓国企業が他の国でも簡単に特許を確保できるよう中国など主要国との CSP を拡大する予定である。

*CSP に関するお問い合わせ：特許庁のホームページ（www.kipo.go.kr）、特許審査制度課（042-481-5400）

2-7 特許庁、「2017 大学創造発明大会」の受賞作を選定し、授賞式を開催する

韓国特許庁(2017.11.09)

韓国特許庁と韓国科学技術団体総連合会が共同主催し、韓国発明振興会が主管する全国最大規模の大学生発明大会である「大学創造発明大会」の 2017 年優秀な受賞作が発表された。

大会には全国の 135 の大学から 5,006 件の発明アイデアが出品され、激しい競争を繰り広げた。最高賞である大統領賞は「外骨格可変形無人探査用球形ロボット」を発明した韓国航空大学チームが獲得した。

受賞作は従来の車輪型無人探査ロボットの限界を改善したもので、高価な特殊探査車を代替できる効果的なアイデアだという評価を受けた。

国務総理賞は、安全フェンス機能を兼ね備えた駅のベンチを発明した清州大学の学生が受賞した。

他にも産業通商資源部長官賞は金烏工科大学チームと韓国産業技術大学チームが、特許庁長賞は東亜大学チームと慶熙大学校チームが受賞するなど 22 の大学、35 チームが優秀発明賞を受ける。

特許庁次長は「この大会で発掘された人材は韓国にとって貴重な資源」とし「この賞を受けた学生が知的財産で第 4 次産業革命時代をリードする中核人材として成長できるよう関連プログラムを継続的に開発し支援する」と述べた。

「2017 大学創造発明大会」の授賞式は 11 月 9 日（木曜）午後 2 時、ソウルの韓国科学技術会館で開催される。

2-8 特許庁、「2017 年済州知的財産フェスティバル」を開催

韓国特許庁(2017. 11. 13)

韓国特許庁は済州島と共に地域における発明振興の基盤と知的財産発展戦略を設けるために 11 月 13 日（月曜）と 14 日（火曜）の二日間、済州ラマダプラザホテルで「2017 年済州知的財産フェスティバル」を開催すると発表した。

「2017 年済州知的財産フェスティバル」は 2013 年から 5 年連続で開催される地域最大の知的財産行事であり、今年は「欲しい IDEA」、「欲しい IP」、「欲しい BUSINESS」というテーマからなっている。知的財産に関心のある企業関係者から地域住民、児童・生徒・学生まで誰もが参加できる。

「欲しい IDEA」には「2017 済州特別自治道民発明アイデアコンテスト」で大賞を受賞した「モータ回転利用静電気発生埃払い」が選ばれた。受賞者は済州大学の学生で「回転

体の内部摩擦により静電気誘導現象を発生させ、回転体の外部の埃を吸着するもの」と述べた。他にも済州地域における発明・特性化高校のアイデア作品の展示会、3Dプリンターのデモなどが行われる。

「欲しい IP」では「知的財産ゴールデンベル」というクイズショーを開始し、簡単だが必ず知っておくべき知的財産に関する常識を身に着ける機会を提供する。また、漢陽大学の教授が「第4次産業革命時代における知的財産競争力の強化策」と題し、講演を行う。その後、済州大学の教授をはじめ、専門家らが参加する「知的財産フォーラム」では済州における知的財産のビジョンを作るための創造・融合のパラダイムの拡大と知的財産競争力の確保に向けた議論が行われ、済州の優秀な知的財産の創出を図る。

「欲しい BUSINESS」では「済州知的財産経営者大会」を初めて開催し、知的財産を活用した企業の成功例を発掘し、優秀な事例を共有する。続き、EDC コリアの代表が「創業と知的財産」をテーマに創業特講を行い、企業が市場で知的財産を活かし生き残り、成功する方法を教える。

特許庁次長は「済州は知的財産権の確保*において全国で成長が著しい地域」とし、「この行事のテーマのように済州道民のアイデアが知的財産の創出に、ひいてはビジネスにつながるなることを期待している」と述べた。

* (済州知的財産権登録件数) 15年 1,571件→16年 2,053件 (31%増)

2-9 特許庁-WIPO、「適正技術コンテスト」を中米4カ国で開催

韓国特許庁(2017.11.13)

韓国特許庁はエルサルバドル共和国、ドミニカ共和国、パナマ、コスタリカなど、中米4カ国で適正技術コンテストを開催する。エルサルバドル共和国の首都サンサルバドルで現地時間11月10日(金曜)に初めて適正技術コンテストの授賞式を開催した。

特許庁と世界知的所有権機関(WIPO; World Intellectual Property Organization)が共同で主催したこのコンテストは、「生活の質の向上のための革新的な発明(Innovative Solutions to improve the quality of life)」をテーマにし、今年4月から行われた。

「適正技術」とは地域の環境と特性を反映して考案された技術であり、最先端技術に比べ、低コストで実現することができるため、途上国に適した技術を意味する。特に、特許情報を利用すれば、途上国の現地に合った適正技術を、低コスト・効率的に開発する

ことができる。特許庁は期限切れの特許情報を利用し、2010年から11カ国に竹を活用した住宅、調理用ストーブ、ハーブオイル抽出器などの適正技術を開発・普及してきた。

適正技術コンテストは、途上国における問題点とその解決策に必要な技術とは何なのかを把握し、特許情報を活用して解決策を見つける大会である。これにより、適正技術に対する途上国現地の需要を発掘し、知的財産に対する途上国の認識を高めることができる。特許庁は、2011年からWIPOの韓国信託基金を活用し、ベトナム、タイ、マレーシアなど9カ国で計12回の適正技術コンテストを開催した。2016年にドミニカ共和国、タイ、モンゴルで開催された適正技術コンテストの場合、複数の地元放送局が中継するなど、途上国から注目を浴びていた。

今回、エルサルバドルで初めて開かれた適正技術コンテストには21点が出品され、授賞式には駐エルサルバドル大使やエルサルバドル特許庁長をはじめ、約50人が参加した。今年開催された適正技術コンテストの授賞式はドミニカ共和国(11月15日)、パナマ(12月1日)、コスタリカ(12月6日)で開催される予定である。

特許庁多国間機構チームのチーム長は「4カ国で開催される適正技術コンテストを通じて中米地域との知的財産権協力をもっと強め、今後も国際機関などと共に、韓国の強みである知的財産分野で途上国を支援できるビジネスを展開していきたい」と述べた。

2-10 中小企業の特許紛争を支援するための「特許控除」が第一歩を

韓国特許庁(2017.11.15)

韓国特許庁は特許控除制度の導入に向けた発明振興法の一部改正案が昨年11月9日に国会の本会議で議決されたと発表した。

特許控除制度は中小企業における知的財産に関わる費用負担を分散・軽減する制度として2019年から施行される予定である。

特許控除に加入する中小企業は、毎月、少額の共済掛金を納入し、海外への出願、又は特許紛争が発生した場合、必要な資金を無利子で借りて活用し、返済は一定期間に分割して行う。

さらに、専門家がコンサルティングを行い、専門人材が不足している中小企業が、知財権関連で抱える問題を解決できる支援する予定である。

14年に発生した日本のグローバル企業と韓国の中小企業5社間の特許紛争は示唆するところが大きい。当時、中小企業5社は、レーザープリンタカートリッジ関連の特許訴訟で相次いで敗訴し、経営危機に追い込まれ、カートリッジ再生業界に1,000億ウォン台の損失を引き起こしたことがある。

中小企業中央会長は「これまではグローバル企業を中心に紛争が起こっていたが、最近では業種・企業規模にかかわらず、全方向に拡大されている」とし「特許控除は紛争にさらされている中小企業にとって心強い支えになるだろう」と強調した。

特許控除制度が導入されると、中小企業は共済に加入することで知財権関連の問題に対する専門家の支援を受けることができ、予期せぬリスクに備えることもできると見られる。

特許庁長は「特許控除制度を実効性のある政策にするためには、企業のニーズと各界の専門家の意見を事前にまとめて反映することが重要」とし「特許控除が第4次産業革命時代において中小企業のための代表的な「知的財産支援プラットフォーム」として位置づけられるよう綿密に準備していきたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国のバラエティー番組を守れ！中国における商標出願件数が急増

韓国特許庁（2017. 11. 06）

ドラマ、バラエティー番組など、韓国の放送コンテンツに対する中国の好感度が高い中、最近、韓国の放送関係者による中国での商標出願が急増していることが明らかになった。

韓国特許庁によると、2009年～2013年の5年間、年平均8件前後に過ぎなかった韓国番組の中国での商標出願件数が2014年には60件、2015年には74件に増加しており、2016年には前年比71.6%増の127件であることが明らかになった*。

* 出所：国家工商行政管理総局 [State Administration for Industry and Commerce; SAIC] の検索サイト (<http://www.saic.gov.cn>、2017.9月時点)

中国で出願された商標件数の内訳を見ると、最も多いのは韓流ドラマの元祖といえる MBC の「大長今 (チャングムの誓い)」が 42 件で 1 位となり、オーディション番組である「少年 24」が 18 件で 2 位、次いで「ロボットトレイン」が 17 件、「PRODUCE 101」が 15 件、「Banana Doong Doong」が 15 件である。

ジャンル別に見ると、全体に占めるバラエティ番組の割合が 33%、音楽関連番組が 29%、ドラマやアニメがそれぞれ 19% を占めている。

出願人別で見ると、メディアコンテンツの専門企業である CJ E&M (tvN、MNET など) が約 200 件で累積順位 1 位を占めており、次いで MBC が 65 件、KBS が 45 件である。

これに対し、韓国における番組の商標出願件数*は、2013 年に 511 件でピークを迎えた後、2014 年の 265 件、2015 年の 258 件、2016 年には 247 件となり、減少傾向にある。これは、中国における商標出願件数とは対照的である。

* 2012 年から 2017 年 06 月まで韓国テレビ局による韓国国内での出願件数を基準にする。

韓国で最も多く出願された商標は、「ロボットトレイン」で 42 件ある。次いで「ランニングマン」が 33 件で 2 位、「ゲストハウス (GUEST HOUSE)」が 24 件、「PRODUCE 101」が 22 件、「テレモンスター (TELEMONSTER)」が 20 件である。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「最近、中韓関係がぎくしゃくしていることで、放送関係者が番組の輸出に悩みを抱えているが、今後、両国関係が改善される可能性などを考えると、長期的観点から対応する必要がある」とし「放送番組だけでなく、一般的な輸出企業も中国における知的財産権の保護とブランドの先取りによる被害を防ぐために今は商標の出願に力を入れなければならない」と述べた。

4-2 特許庁、「海外の商標ブローカーに対する早期警報ウェブページ」をオープン
韓国特許庁 (2017.11.08)

韓国特許庁は商標が海外で無断で先取りされることによる被害の現状や対応ガイドなどを企業に提供する「海外の商標ブローカーに対する早期警報ウェブページ*」を今月 10 日にオープンすると発表した。

* 国際知財権紛争情報ポータル (IP-NAVI、www.ip-navi.or.kr) に掲載

このウェブページでは、中国の商標ブローカーによる無断先取り被害事実と対応策のほか、現在までに把握した被害商標の出願、審査、登録、譲渡、無効、取り消しなどの行政情報の変動現状も企業に提供する。

また、新規の商標ブローカーに関する情報や出願時期・産業別無断先取りの現状、商標の無断先取り申告、自己診断機能も提供する。

さらに、対応策としてどの時点で商標の無断先取りが発見されたか、そのタイミングごとの対応ガイドを企業に提供し、紛争対応コンサルティング、知財権紛争への共同対応、商標の権利化といった後続措置も支援する。

特許庁は 2014 年から中国を中心に約 1,600 件の韓国企業の商標が無断で先取りされた事実を把握し、企業に被害事実と対応策を提供してきた。さらに今年からは「早期警報システム」を導入し、毎月、関連情報を提供している。

特許庁産業財産保護協力局の局長は「海外の商標ブローカーに対する早期警報ウェブページを通じて被害事実と対応ガイドを早急に提供し、商標の無断先取りによる韓国企業の被害を最小限に抑える」と述べた。

ウェブページは「国際知財権紛争情報ポータル」(IP-NAVI、www.ip-navi.or.kr) で確認できる。また、モバイルバージョンもある。

その他一般

5-1 一枚に複数のカードを登録するオールインワンカードが登場

韓国特許庁(2017. 11. 02)

韓国特許庁によると、この 5 年間 (2012 年～2016 年) オールインワンカードに関する特許出願件数は 125 件で、その前の 5 年間 (2007 年～2011 年) の出願件数の 26 件に比べ、約 4 倍以上増加したことが分かった。

オールインワンカードは一枚の実物カードに複数のカード情報が登録されており、必要に応じて適切なカードを選択することができる。これにより、ユーザーはさまざまなカードを簡単かつ便利に使うことができる。カードを選択する方法には①オールインワンカードを直接操作してカードの種類を選ぶ方法（以下、「直接操作方式」）、②スマートフォンにインストールされたアプリ（Application）で使うカードを決めると、選択したカードが実物カードと連携できる方法（以下、「アプリ駆動方式」）がある。

出願件数を見ると、「アプリ駆動方式」は2011年から本格的に出願された。以降、出願割合が着実に増加し、2017年には「直接操作方式」の出願件数を超えたことが分かる。

これは、「直接操作方式」がカードを選択するには相対的に便利だというメリットがあるにもかかわらず、カード発行コストが高いことと、カード管理が難しいことによるものとみられる。

「直接操作方式」と「アプリ駆動方式」には互いに相対的な欠点があるが、その欠点を克服し、利便性、セキュリティーなどを強化するために、最新技術を取り入れた出願が続いている。当面、両方式に関する出願件数は増え続ける見通しである。

出願人別に見ると、この5年間（2012年～2016年）の全体の出願件数の約87%は企業による出願である。業種別ではBCカードなどのクレジットカード会社が最も多く、次いでKTやSKテレコムなどのキャリアである。

これに加え、従来のカードの製造元や最新技術を取り入れたいスタートアップも出願しているため、自社ならではの強みをアピールしようとする企業間の技術競争はさらに激しくなるとみられる。

オールインワンカードは最近、広がっているモバイル簡単決済方式に比べ、一般ユーザーにとってなじみがあるという強みを持っている。オールインワンカードから必要なカードを選択するだけで一般的に使用するクレジットカードと同じように使えるからである。こうした相対的な強みと2016年のクレジットカード決済市場規模が694兆ウォンに達することを考えると、今後オールインワンカードに関する市場の関心はより高まる見通しである。

特許庁事務機器審査課長の課長は「オールインワンカードの普及に伴い、機能向上に対する需要者のニーズが高まっている」とし「市場を先取りするために、従来のカード会

社、金融会社を中心にこの分野における技術やサービス競争が活発になり、自社のオールインワンカードサービスに関する特許出願件数も持続的に増えるだろう」と見通した。

5-2 人工臓器「Bio-プリンティング」の特許出願が急増

韓国特許庁(2017. 11. 13)

第4次産業革命時代を迎え、医療技術では3D-プリンティングとバイオ技術を融合させ、人工臓器を作製するBio-プリンティングに関する特許出願が活発になっている。韓国特許庁によると、Bio-プリンティング分野における韓国の特許出願件数は、2013年には6件に過ぎなかったが、その後、急増し、2016年には50件に達していることが明らかになった。

Bio-プリンティングはインクジェットプリンターのインク粒子の大きさが人の細胞と似ているという点に着目した。3D-プリンティングと製造方法は同じであるが、生きている細胞をベースとするバイオインクを原料にし、身体の組織(tissue)と臓器(organ)を製作する。従来の3D-プリンティングが歯科補綴、義足や義手などの人工補綴物の製作にとどまったのに対し、Bio-プリンティングは幹細胞を利用して血管、眼球、肝臓、心臓など体内に移植する器官もオーダーメイドで製作することができるとみられる。

出願人別に見ると、韓国人が全体の88%を占めている。具体的には大学が57件(47%)で最も多く、中小企業、個人、公共研究機関の順である。分野別に見ると、Bio-プリンティングの装置と素材に関する出願と骨支持体、頭蓋骨、眼球など体内に移植する器官に関する出願件数が最近、大幅に増加していることが分かった。

Bio-プリンティングに関する特許出願が急増している背景には、臓器提供の需要に比べてドナーの数が足りない*ことや免疫拒絶反応などの副作用が懸念される従来の臓器移植の問題点をすべて解決できる方法としてBio-プリンティングが急浮上していること、海外の研究機関や企業がBio-プリンティングを利用して人工血管、肝臓、耳、皮膚などの製作に成功し、目に見える成果が現れていることなどがある。

* 2016年の韓国における臓器移植手術は4,658件で、臓器移植待機患者の数(30,286人)に比べ、充足率は15.4%に過ぎない(dongA.com、「臓器提供足りない...韓国、「臓器移植ツアー」2位の汚名」、東亜日報、2017.03.28)

特許庁医療技術審査チームのチーム長は「技術の進歩と海外の成功例などを参考すると、Bio-プリンティングを利用した人工臓器の作製は、現在の臓器提供市場を完全に代替す

る革新的な技術になるだろう」とし「今は、大学と公共研究機関が Bio-プリンティングの研究を主導しているが、今後、市場をリードするには企業とコンソーシアムを組んで商用化できるコア技術を早期に確保することが最も重要」と述べた

5-3 半導体メモリ市場を席卷した韓国企業、特許件数も最多

韓国特許庁(2017. 11. 14)

韓国が半導体メモリ市場で首位の座を維持している中、同分野における特許出願件数も最も多いことが分かった。

韓国特許庁によると、半導体メモリの設計、生産、パッケージングを含む製造技術分野に関する韓国の特許出願件数は、過去5年間(2011~2015)で毎年4,000件となり、計20,665件となっている。

出願件数上位企業ではサムスン電子(4,388件、21.2%)とSKハイニックス(3,739件、18.1%)がそれぞれ1、2位となり、次いでインテル(759件、3.7%)、TSMC(572件、2.8%)、マイクロン(357件、1.7%)、ウェスタンデジタル(150件、0.7%)、東芝(140件、0.7%)の順である。

韓国企業は「設計」から「完成品」までの製造工程全般にわたって細分化された要素技術を多く出願したのに対し、韓国に生産設備がない外国企業は「構造的設計」中心の技術を選別して出願した。

一方、特許紛争の激戦地である米国では、同期間、韓国の特許出願件数の約3倍に達する58,838件が出願された。

出願件数上位企業では、SKハイニックス(2,594件)、サムスン電子(2,566件)、東芝(2,289件)、マイクロン(2,120件)、IBM(1,977件)、ウェスタンデジタル(1,289件)、インテル(1,008件)の順である。米国でも韓国企業が1、2位となっている。

特に、これらのグローバル企業による米国での特許出願件数は2011年には417件に過ぎなかったが、2012年の1,154件、2013年には3,933件と急増し、2014年の4,188件、2015年には4,151件に達したことが分かった。

これは、60年間、大容量ストレージ市場を支配していたハードディスク (HDD) が SSD (Solid State Drive) に代われ、SSD に搭載される NAND 型フラッシュに関する特許 5,616 件がこの3年間、集中的に出願されたためである。

特許庁電子部品審査チームのチーム長は「韓国企業が積層型 3D DRAM と 3D NAND 型フラッシュ特許を先取りして製品を量産・販売し、海外の半導体メーカーの技術競争を誘導する形で半導体メモリ市場を引っ張っている」とし「第4次産業革命のハードウェア的な重要要素である半導体メモリの需要は急速に伸びるため、韓国企業の存在感はさらに高まるだろう」と見込んだ。

5-4 5G におけるコア技術である多重アンテナに注目を

韓国特許庁 (2017. 11. 15)

大容量のコンテンツを高速で提供する、第5世代移動通信のコア技術である多重アンテナ関連の特許出願件数が最近、急増していることが分かった。

韓国特許庁によると、多重アンテナに関する特許出願件数は 2013 年には 19 件に過ぎなかったが、2014 年には 43 件と倍増し、2015 年には 78 件、2016 年には 100 件と飛躍的に増加したことが分かった。

多重アンテナ技術は基地局に設置された 100 本以上のアンテナを利用し、データ転送速度および伝送品質を飛躍的に向上させる技術である。第5世代移動通信技術が近い将来、商用化されることを考えると、第5世代移動通信技術の中核である多重アンテナに関する特許出願の増加傾向は今後も続くと思われる。

2011 年以降の技術別の出願動向を見ると、空間多重化 (spatial multiplexing) 技術が全体の 45.2% (159 件)、ビームフォーミング (beam forming) 技術が 34% (120 件)、空間ダイバーシティ (spatial diversity) 技術が 20.8% (73 件) を占め、空間多重化方式で高い伸びとなっている。これは比較的にアンテナサイズへの制限が少ない基地局に空間多重化方式を適用することが容易であるためだろう。

出願人別の動向を見ると、多重アンテナに関する特許出願は韓国企業が全体 42% を占めており、続いて大学や研究所 32.1%、海外企業 25.8% の順であった。注目すべきは、年度別における韓国の大学や研究所による出願の割合が 2014 年の 14% から 2015 年には 21.8%、2016 年には 49% へと、持続的に増えてきたことである。これは、多重アンテナ

技術の難易度が高く、実用化が容易ではないため、大学や研究所で研究を主導したためだろう。

特許庁移動通信審査課の課長は「多重アンテナ関連技術は、大容量かつ高品質のマルチメディアサービスが提供されている移動通信、モノのインターネット (IoT)、自動走行、ウェアラブルデバイスなどで重要な役割を果たすことが期待できる」とし「そこで今後、韓国企業がグローバル競争力を備えるためには技術開発だけでなく、関連特許権の確保と、競合社の特許状況を分析するなど、特許戦略の策定が何よりも重要」と強調した。

特許庁は、第5世代移動通信技術が含まれている第4次産業革命における技術のパラダイムシフトに対応し、技術の正確な審査のために、特許制度改善協議会および弁理士などの意見をまとめて「第4次産業革命に備える特実審査基準」を今年末までに設ける予定である。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話: 02-739-8657/FAX: 02-739-4658 e-mail: kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム